

寒河江市生涯学習活動推進員に関する要綱

(設置)

第1条 心豊かな住みよい地域社会の創造並びに生涯学習及び社会教育活動の振興を図り、もって生涯学習活動及び芸術文化事業の活性化に資するため、寒河江市教育委員会（以下「委員会」という。）に寒河江市生涯学習活動推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(任務)

第2条 推進員の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 芸術文化及び公民館事業への協力
- (2) 生涯学習及び社会教育事業全般に対する指導援助
- (3) 社会教育行政及び関係機関への協力

(資格要件)

第3条 推進員は、次の各号に掲げるいずれの要件も具備する者とする。

- (1) 地域での信望が厚く、生涯学習活動の推進に熱意がある者
- (2) ボランティア精神に富み、生涯学習課が開催する学級若しくは講座運営に対する相談又は芸術文化事業の開催に対する協力又は支援ができる者
- (3) 各種団体との連絡提携に積極的に参加できる者

(定数及び委嘱)

第4条 推進員の定数は、30名以内とし、前条に規定する資格要件を具備する者の中から委員会が委嘱する。

(任期等)

第5条 推進員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 推進員が欠けた場合における補欠推進員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 推進員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまではその任にあたることができる。
- 4 委員会は、特別の事情があると認めるときは、推進員の任期中であってもこれを解任することができる。

(庶務)

第6条 推進員の庶務は、生涯学習課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
(寒河江市公民館活動推進員に関する要綱の廃止)
- 2 寒河江市公民館活動推進員に関する要綱（平成5年4月1日制定）は、廃止する。